新庄小学校いじめ防止基本方針

平成２６年１月２０日策定
平成３０年３月１６日改定

１　はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、全校児童が、楽しく、充実した学校生活を送ることができるよう「いじめ問題」を根絶することを目的に策定する。

２　いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、校内外にかかわらず、当該児童に、一定の人間関係のある者が、心理的又は物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であると定義する。

また、けんかやふざけであっても、児童の感じる被害性に着目し、該当するが否かを判断する。好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能である。

３　いじめ防止のための基本姿勢

（１）いじめを許さない、見逃さないという姿勢を持つ。
（２）児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
（３）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
（４）いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
（５）学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

４　いじめ防止のための取り組み

（１）児童同士、教師と児童が信頼しあう人間関係づくりを学校全体で最優先にする。また、学級経営を大切にし、子どもの居場所づくりに努める。
（２）教職員は、本基本方針を理解し、未然防止、早期発見、いじめ対応に努める。また、教師は、児童一人一人が分かる授業を心がけ、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。
（３）道徳の時間に心の学習をし、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童が持つようにする。そして、見て見ぬふりをすることや「傍観者」としていじめに加担することがないよう自覚させる。さらには、善悪の判断、道徳的実践力等を教育活動全体で高めていく。
（４）実際に児童がいじめを見たり、聞いたり、疑ったりした時、担任に伝える、止める、相談するなどができるようにする。
（５）「いのちの日」に、昼の放送等で教師の講話を入れ、生き方や命の大切さを考えさせる。
（６）児童理解を深めるために、週１回の学年部会、月１回の生徒指導部会、職員会議で情報交換をし、指導や対応について共通理解を図る。また、いじめ防止、対応に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。必要に応じて開催をする。

※いじめ対策委員会

管理職、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、学年主任、ＳＳＷ、新庄中ＳＣで構成する。

（７）児童会や学級会の活動として、標語を募集したり、いじめについて考える集会をしたりする。
（８）保護者に学校側の取り組みについて情報を伝えるとともに、学校や関係機関の相談窓口等を周知する。
（９）学年学級懇談、家庭訪問、教育相談、保護者アンケート等で、児童の家庭での様子や友だち関係について情報を集め、指導に生かす。

５　早期発見に向けた取り組み
（１）月１回いのちの日に、「心のアンケート」を実施し、悩みや困っていること、人間関係を把握し、面談をする。対応が必要な内容については、すぐに対応する。いじめ０の学校づくりをめざす。
（２）年２回、教育相談週間を設け、個別に面談し、情報を収集する。いじめと思われる内容については、学年主任、生徒指導主任を通し、管理職まで報告し、すぐに対応する。
（３）おかしいと感じた児童がいる場合、学年部会や生徒指導部会、運営主任会等で共有化し、より大勢の目で、当該児童を見守る。
（４）子どもふれあいサポーターが、授業通覧等を行い、児童の様子を観察する。
（５）欠席児童、保健室来室児童の状況を、担任と養護教諭、管理職で共有する。
（６）上履きや持ち物、机、いす、掲示物を毎日、担任が見守り、いたずら等があった場合、すぐ対応をする。

６いじめに対する措置
（１)いじめを発見または疑われる情報を入手した時には､速やかな情報収集と的確な役割分担を行い、校長以下全教職員が一致団結して解決にあたる。
（２）いじめられている児童に対しては、絶対に守るということを告げるとともに、児童の心の傷を癒やすために、ＳＳＷ、ＳＣ、養護教諭と連携しながら情緒面の安定を図っていく。また、いじめが解消されたと判断できてからも継続的な見守りを行っていく。
（３）いじめている側の児童が行為を繰り返す心配があり、いじめられている児童の不安感が強い場合には、複数で見守り安全を確保する。場合によっては、いじめている側の児童に対し、別室対応をとる。
（４）いじめている側の児童に対しては、いじめを受けた児童の立場になって深く考えさせながら、毅然とした態度で指導にあたる。また、家庭と連携しながら、継続して行動を見届けていく。
（５）いじめを受けていると訴えがあった保護者やいじめを受けている児童の保護者とは話し合いの場を設け、これまで学校が確認した事実を伝えるとともに、保護者からの話にも耳を傾けながら情報を共有する。その上で、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校全体で取り組んでいくことを伝え、保護者に安心してもらう。一定の解決が見られた後も、継続して連絡を取るようにする。
（６）いじめを行った児童の保護者に対してもいじめの事実を伝えるとともに、毅然とした態度で指導を行うことを伝えながら、理解と協力を得る。教育上必要な場合は警察や児童相談所、教育委員会と連携しながら出席停止について検討していくことを伝える。
（７）傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめをはやし立てたりする行為はいじめているのと同様であるという指導をする。学級や学年全体でいじめを許さない雰囲気を自分達で作っていくことについて指導する。
（８）教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

①発達障がいを含む、障がいのある児童
②海外から帰国した児童や外国人の児童
③性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
④被災児童

（9）インターネット上のいじめ未然防止と早期対応のため、以下のように取り組む。

① インターネット上のいじめも、現実の人間関係が強く反映される場合が多いため、現実の人間関係をしっかり把握するとともに、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さなサインを見逃さず、児童の心に寄り添いながら声をかけ、いじめの芽に気付く努力を行う。

② 情報化への対応として、他人への影響を考えて行動することや有害情報への対応などの情報モラル教育を行う。

③ 家庭、地域と連携し、家庭でのルールづくりを行うとともに、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけることをすすめる。

7 いじめ解消の判断

いじめ事態が解消したかどうかは、次の状態で解消と判断する。

（1）いじめに関する行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。

（2）被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

8 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

（1）学校と保護者がいつでも相談しあえる関係づくりに努め、情報や取り組みを共有できるようにしていく。

（2）保護者には、担任や養護教諭だけでなく、いつでも、誰にでも相談できるということを知らせるとともに、広く相談窓口を周知する。

9 重大事態への対応

重大事態とは、次のような事態を言う。

（1）いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

（2）いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめているとき。

その場合、以下のように対応していく。

① その場の適切な処置をとるとともに、その旨を教頭、校長に報告し、速やかに教育委員会に報告する。

② 緊急いじめ対策委員会を開催し、校長の指示により、敏速に支援体制をつくり、対処する。いじめ対策委員会には、PTA 会長、ＰＴＡ副会長（１名）、新庄警察署、主任児童委員、新庄市教育委員会に必要に応じて参加要請をする。特に、調査が必要な場合、教育委員会と協議し、対応する。

③ いじめが犯罪行為として取り扱うべきものである時は、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

１０　教育相談体制・生徒指導体制

（１）教育相談体制

①主任会議、運営会議・職員会議での「今の子どもたちの様子」の話し合い

・気になる児童の様子と指導内容について資料を作成し情報交換をする。

②教育相談週間の実施（６月・１１月）

・全児童を対象に個別面談をする。

③教育相談活動

・毎月いのちの日に心のアンケートを実施し、指導に生かす。

・緊急の対応が必要な児童については、ケース会議を実施する。

（２）生徒指導体制

①月１回の生徒指導部会（各学年より１名ずつ）

・生徒指導の重点、重点的な取り組みを確認する。そして反省評価をする。

②主任会議、運営会議、職員会議で、指導体制の確認、問題行動等を共有化する。

③子どもを語る会の実施

・学年部会、主任会での情報交換

④Q―U の実施と活用、及び学校生活アンケートの実施

・Q―U を活用した学級づくり

・学校生活、いじめ問題、問題行動等に関わるアンケートを実施する。

⑤児童の主体的な取り組み

・児童会活動や学級会活動を充実する。帰りの会等での振り返りの場を設ける。

１１　校内研修

（１）教育相談に関する研修

・事例研修や文献紹介

（２）生徒指導に関する研修

・PTA との共催による研修会の実施（子育てや情報機器に関する内容）

・生徒指導に関する全体研修の実施（いじめ、学級づくりに関する内容）

・ネットいじめへの対応についての研修

１２　学校評価

（１）いじめ問題への取り組みについて、教職員の自己評価、保護者アンケートを入れ、取り組みを評価し、随時改善を図っていく。（年２回）